

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人愛知教育大学学則（2004年学則第1号）第28条の2第3項の規定に基づき、愛知教育大学障害学生支援室（以下「支援室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 支援室は、愛知教育大学（以下「本学」という。）における障害学生支援が円滑かつ適正に行われるよう関係部局間の連携を図るとともに、障害のある学生の相談窓口として、障害のある学生が公平・公正な修学環境を得られるよう支援の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 支援室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 入学を希望する障害のある者への情報提供及び相談対応に関すること。
- (2) 障害のある学生から修学に必要な支援の申し出があった場合の相談受付に関すること。
- (3) 障害のある学生に対するサポート体制の構築及び合理的配慮の提供に関すること。
- (4) 障害のある学生の教育的ニーズの把握及び関係部局との連絡調整に関すること。
- (5) 障害のある学生からの生活及び進路等の相談に関すること。
- (6) 支援学生の養成及びコーディネートに関すること。
- (7) 障害学生支援に係る学内外の関係機関との連携に関すること。
- (8) 学内外における障害学生支援に関する理解啓発に関すること。
- (9) 障害学生支援に係る施設整備に関すること。
- (10) 障害学生支援に係る支援情報等の公開に関すること。
- (11) その他障害学生支援に関すること。

(組織)

第4条 支援室に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 障害学生支援コーディネーター
- (4) 事務職員
- (5) 学長が必要と認めた者

(室長及び副室長)

第5条 室長及び副室長は本学専任教員の中から学長が指名した者をもって充てる。

2 学長は、前項の指名において、室長及び副室長のうち1名を障害者教育に関する専門的知識のある教員の中から選考することとする。

3 室長及び副室長の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 室長及び副室長に欠員が生じた場合の後任の者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第6条 支援室に関する事務は、関係部局の協力を得て学生支援課において行う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、委員会及び教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2021年11月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、最初に任命される室長及び副室長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、2022年3月31日までとする。
- 3 愛知教育大学なんでも相談室規程（2016年規程第38号）は廃止する。